

【QA 8 の補足：遡及分の一括払いについて】

Q 8. 手当の支給方法に制限はありますか？

【A 8】

- ・原則月例払いとします。ただし、支給開始年度は給与規程の遡及改定を行い、遡及分を一括して支給することが可能です。

【補足】

お電話によるお問合せの際には、これまで「手当の支給は原則月例払いとし、賞与に上乗せしての支払は不可」とご案内してきました。

しかし、社会保険料への影響を鑑みて、**遡及分の一括払い時は初回に限り、一時金としての支払、もしくは賞与に含めての支払を認めます。**

その後は月例払いでの支給としてください。

支給の際に、給与明細の一時金（もしくは賞与）欄の中に居住支援特別手当として項目を追加する等、手当をいくら支給したか内訳がわかるようにしてください。